

令和6年度
末頃開始!

相続時や災害時の手続きが楽になる

口座管理法制度

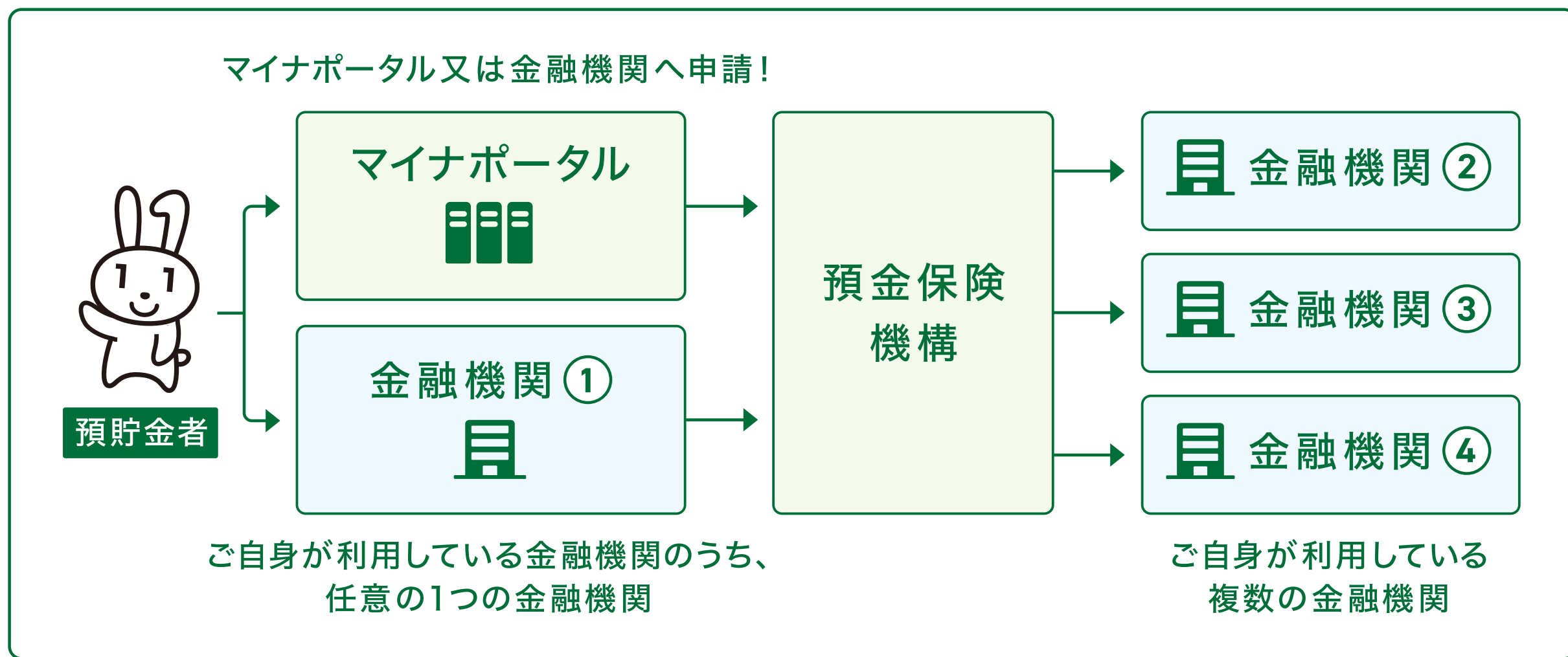
って知っていますか?

口座管理法制度とは

本人同意を前提とし、複数の金融機関に存在するご自身の預貯金口座を、マイナンバーを用いて管理する制度です。

1

複数の金融機関を利用していても大丈夫です!一度に、全ての金融機関へ預貯金口座を管理する申請を出すことができます。



2

マイナンバーを用いて預貯金口座を管理することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。

相続人の方

マイナンバー

123456789012



被相続人(※)の口座情報

相続人が、被相続人の口座がどこの金融機関にあるのか把握可能になる

(※)ご自身の相続に備えたい方

被災された方

マイナンバー

123456789012



現金の引き出し

避難先の任意の金融機関がご自身の口座を確認し、別の金融機関であっても現金を引き出すことが可能になる